○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により、平成二十五年八月二十二日付けで次の法人を指定したので、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　名称　社会福祉法人中部盲導犬協会

二　住所　愛知県名古屋市港区寛政町三丁目四十一番地一

三　事務所の所在地　愛知県名古屋市港区寛政町三丁目四十一番地一

○総務省告示第三百四十一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第五百四十六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称		
代表者の氏名	荒井　広幸	舛添　要一
平成二十五年七月二十三日	新党改革（しんとうかいかく）	舛添　要一

○総務省告示第三百四十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第五百四十七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称		
代表者の氏名	荒井　広幸	舛添　要一
平成二十五年七月二十三日	新党改革（しんとうかいかく）	舛添　要一

○総務省告示第三百四十三号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成七年自治省告示第六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称		
代表者の氏名	又市　征治	福島　瑞穂
平成二十五年八月六日	社会民主党（しゃかいみんしゅとう）	福島　瑞穂

○総務省告示第三百四十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年総務省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

第二十六条に次の一項を加える。

4　電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得するものとする。

○総務省告示第三百四十四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成七年自治省告示第七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称		
代表者の氏名	又市　征治	福島　瑞穂
平成二十五年八月六日	社会民主党（しゃかいみんしゅとう）	

○総務省告示第九号
○農林水産省告示第九号
国土交通省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域及びこれに類する地区の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
奄美群島	鹿児島県奄美市	奄美市長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡徳之島町	徳之島町長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡伊仙町	伊仙町長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡和泊町	和泊町長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡与論町	与論町長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで